

## ◆第10回釧路川流域委員会 審議要旨◆

### ■釧路川水系河川整備計画【国管理区間】(原案)について(第9回流域委員会におけるご意見)について

- 河川水位の変化の要因について、今後、技術的な面でのさらなる計測手法の開発というようなところも含めて、ご検討頂きたい。
- 前回の議論を踏まえ、3,11,26の意見に対し非常に配慮ある修正がなされ、これは評価できると思う。是非、このような形で推進して頂きたい。
- 近年のCOD、BOD値は悪化しているが、将来に亘り私どもの水道水源は釧路川に頼ることになるので、水質の維持あるいは流量の確保について、是非、開発建設部のお力添えを頂きたい。

### ■釧路川水系河川整備計画【国管理区間】(原案)について(関係住民からのご意見)について

- 関係住民からの意見については、十分その趣旨に沿うような検討をお願いしたいという形で、流域委員会として河川管理者にお伝えしたい。

### ■その他について

- 湖沼については、土砂の堆積による水量の減少は水質悪化を招きやすくなるので注意を払った方がいいと思う。
- 水質の変化の要因については、今後の河川管理上、河川管理者として検討を進めるといって受けとめて頂きたい。
- 参考資料1の整備計画の実施箇所図について、河畔林の保全、河川の適正な利用、治水に関する維持管理などの一般論については、記載するとかえってわかりづらい。もう少し見やすい図に工夫して頂きたい。

- 流域委員会で提出した意見や関係住民からの意見については、しっかり対応していただき、最終の整備計画策定に向けて努めて頂くということで、これで最終の審議の場にしたいと思う。

- 今後最終的な河川整備計画がどのような形で策定されるかについては、私の方で責任を持って確認するというご了解頂きたい。

### ■今後のスケジュールについて

- 下流域の河川整備計画について、軽微な変更内容については部会の運用を活用しつつ、最終的な結果については私の方に取扱いを一任頂く形で、機動的な対応で進めさせて頂きたい。

## ◆釧路川流域委員会 委員◆

所 属	職 名	氏 名	出 欠
北見工業大学 工学部	元教授	内 島 邦 秀	○ ○
北海道標茶高等学校	校 長	小 川 龍 幸	○
北海道旅客鉄道(株)釧路支社	支 社 長	亀 井 照 夫	×
釧路公立大学(地域経済研究センター長)	教 授	小 磯 修 二	○ ○
(株)北海道新聞社 釧路支社	記 者	佐 竹 直 子	×
NPO法人トラストサルン釧路	事 務 局 長	杉 沢 拓 男	○
標茶町農業協同組合	組 合 長	高 取 剛	×
釧路自然保護協会	会 長	高 山 末 吉	○
財団法人 北海道環境財団	理 事 長	辻 井 達 一	○ ○
釧路水産用汚濁防止対策協議会	顧 問	濱 隆 司	○
釧 路 市	市 長	伊 東 良 孝	○
釧 路 町	町 長	佐 藤 廣 高	○
標 茶 町	町 長	池 田 裕 二	○
弟 子 屈 町	町 長	徳 永 哲 雄	○
鶴 居 村	村 長	日 野 浦 正 志	○

○は委員長  
○は副委員長

# 釧路川 流域委員会

NEWS  
No. 10

第10回委員会を  
平成19年10月30日に  
開催しました。

釧路川  
流域委員会  
とは?

北海道開発局及び北海道では、今後概ね20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「釧路川水系河川整備計画」を策定するに当たり、河川法第16条 2項に基づき、学識経験者等から意見をいただくことを目的として「釧路川流域委員会」を設置しています。



▲第10回釧路川流域委員会の様子

平成19年10月30日に(火)、釧路地方合同庁舎において「第10回釧路川流域委員会」が開催されました。委員会では、釧路川水系河川整備計画【国管理区間】(原案)に関する第9回流域委員会におけるご意見や関係住民からのご意見について事務局から説明があり、整備計画【国管理区間】(原案)について議論がなされました。今後、北海道開発局では、このような意見を受けて必要な手続きを行い、速やかに「釧路川水系河川整備計画【国管理区間】」を策定することとしています。

## ●第9回釧路川流域委員会における意見内容とそれに対する回答及び今後の対応方針

番号	意見内容(審議要旨より)	回答及び今後の方針
1	釧路川流域における家屋、農地などへの災害防止のための確実な河川整備を行って頂きたい。	河川整備計画に基づき、河川整備を実施して参ります。
2	工事対象となる地域の方々への説明を行い、理解を得てから着手して頂きたい。	これまででも工事着手等に際しては、地域の方々への説明を行って来ております。引き続き、地域の方々への説明及び理解を得るよう努めて参ります。
3	魚類などの移動の連続性については、シヤマモのほかイトウ、サケ科魚類、外来種を除く魚種の生息・生育環境の保全についても記載して頂きたい。	ご指摘を踏まえて、河川整備計画原案を修正致します。
4	樋門が魚類の移動の連続性を遮断している事例が調査し改善することを検討して頂きたい。	河川整備計画に基づき、魚類の移動の連続性の確保に努めて参ります。
5	本流から支流の数河川を禁漁措置とし、流域の森林再生・保全処置等を実施し、イトウ等サケマス保護増殖河川を流域住民と協議の上、設定することを検討して頂きたい。	禁漁河川とは、水産資源保護法等に基づき、都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域であることから、河川法に基づく河川整備計画に反映することは困難と考えております。 なお、禁漁河川を指定する北海道担当部局には、当該意見をお伝え致します。
6	津波の河川遡上によって津波が跳ね返り高くなるなど、横堤を越える危険が想定されないか。	H17年度の遡上計算結果によると500年隔地震の津波が発生しても、横堤を越えませんが、詳細は今後検討して参ります。(第10回流域委員会資料2参照)
7	堤防断面が不足する区間や未整備区間の堤防断面の早期整備とあわせて堤防機能の維持や安全性の確保が図られるよう要望する。	河川整備計画に基づき、河川整備を実施して参ります。
8	河川遡上時における津波の挙動及び影響についての検証を行うとともに、必要に応じてその対策を講じていただくよう要望する。	河川整備計画に基づき、地震・津波対策を実施して参ります。
9	水質の保全に関する総合的対策や、流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保に努めて頂きたい。	河川整備計画に基づき、地域住民、関係機関等と連携し、環境基準を満たすように現況水質の改善、流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保に努めて参ります。
10	釧路湿原自然再生事業は重要と考えており、国、北海道、流域自治体が連携し、河川が蛇行しながら流下する壮大な原自然の景観やラムサール条約登録以前のような湿原環境の再生が図られるよう要望する。	河川整備計画に基づき、釧路湿原の自然再生の目標達成に向けて、地域住民や関係機関との連携及び協働を行いながら、弛まぬ努力のもと自然再生の取り組みを継続的に推進して参ります。(原案P60参照)
11	外来植物が河道内で大きな群落をつくってしまうと湿原域や自然再生事業に含まれるエリアへの影響も考えられるので、河川の維持管理と自然再生事業との整合性を謳っておいたほうが良いと思う。	ご指摘を踏まえて、河川整備計画原案を修正致します。

あしたを創る 北の知恵  
国土交通省  
北海道開発局

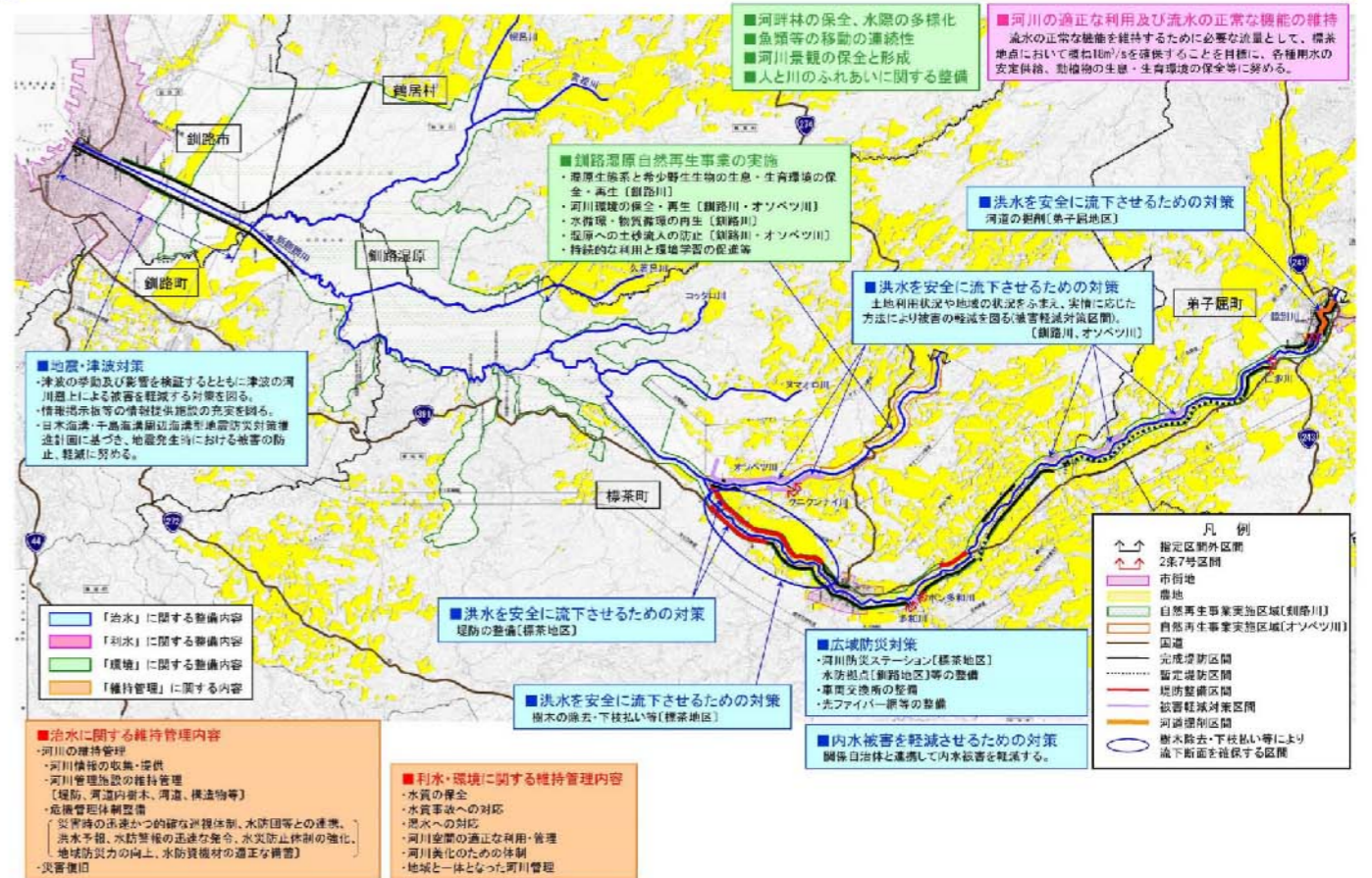
釧路開発建設部治水課  
〒085-8551 釧路市幸町10丁目3番地  
TEL(0154)24-7000  
http://www.ks.hkd.mlit.go.jp



北海道釧路土木現業所事業部治水課  
〒085-0006 釧路市双葉町6番10号  
TEL(0154)23-6111  
http://www.pref.hokkaido.jp/kensetu/kn-ksrdg/index.htm

番号	意見内容(審議要旨より)	回答及び今後の方針
12	整備計画(原案)の記述で、「努める」という表現について表現上非常に広範囲であり、言葉の意味を明確にすべきではないか。	「努める」という記述については、現時点で実施事項が明確に確定していない場合、目標を設定していない場合、目標を達成するための手法が現時点で確立されていない場合、諸条件により必ずしも目標が達成できるとは限らない場合に使用しております。
13	治水工事あるいは自然再生を行うときに、線路が冠水しないよう考慮して頂きたい。	治水工事及び自然再生を行うときには、既存産業等に影響のないように努めて参ります。
14	自然再生を目的とする事業と治水事業が一緒に見られるようになると非常に分かりやすいと思う。	治水事業や自然再生事業など、現段階で明確となっている取り組み内容を示す図面を作成致します。(第10回流域委員会参考資料1参照)
15	整備計画全体を見ると非常に良くできており、問題は何処まで実施出来るかということ。重要な所と後回しで良い所とを整理することが必要ではないか。	治水事業において、堤防整備区間と実施の段階で一番効率的な手法により整備を行う被害軽減対策区間を設定しており、今後は堤防整備区間の整備を優先的に進めて参ります。
16	釧路湿原については必要なことはやるべきだと思うことから、問題点をきちんと洗い直し、優先順位をつけ、流域全体をみて支流を含めて考えることが必要。	釧路湿原の保全・再生における、流域全体としての課題等については、今後の釧路湿原自然再生協議会の議論を踏まえて検討して参ります。
17	釧路川ではイトウが絶滅に瀕しているため、最も生息密度の高い所を禁漁河川にするような事も、この中で議論できないか。	禁漁河川とは、水産資源保護法等に基づき、都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域であることから、河川法に基づく河川整備計画に反映することは困難と考えております。 なお、禁漁河川を指定する北海道担当部局には、当該意見をお伝え致します。
18	魚類等の移動の連続性については十分配慮された記述になっていると思う。河床の安定化については実際に安定するかは上流部からの河川改修が大事になると思い、更なる留意をお願いしたい。直線化する河川改修についてはやめてほしいと改めて注文したい。	河川整備計画に基づき、河道の掘削にあたっては、河道の安定性に配慮するとともに、極力、現況の瀬と淵の保全、親水性の確保に努めて参ります。(原案P49参照)
19	災害時の河川周辺住民の安全性について、釧路川では1m程度の土盛りをしているが、最近の海面上昇あるいは津波を考えると、科学的に計算した対策が必要である。もう少し安全性をプラスするような事を考慮してもらいたい。	釧路川下流域では、既往最大の潮位等を基に堤防高を設定し、整備を進めているところである。また、これを越える波高の津波が発生したときに備え、今後は関係市町村と連携しながら避難情報の充実などのソフト対策を図ることで被害の軽減を図ってまいりたいと考えています。
20	周辺住民からは水位高が年々上がっているという話を聞く。計画水位高をどこまでにするのか、教えて頂きたい。	計画高水位については、従来の計画と同様であり、洪水時には河川水位が計画高水位を上回らないよう、河川整備を行って参ります。 また、近年の河川水位の変遷については、上昇傾向の箇所、下降傾向の箇所が見受けられます。(第10回流域委員会資料2参照)
21	自然再生事業の中でも住民の安全を第一に考え、産業等の人の営みも担保されていると考えているが、河川整備計画との整合性を聞かせ願いたい。	釧路湿原の自然再生を行うにあたり、地域住民や関係機関と連携して、釧路湿原自然再生協議会において十分協議の上、治水面との整合を図りつつ、自然再生事業を実施して参ります。(原案P60参照)
22	コスト面からの異常豪雨に対する整備については、現実面として対応には無理がある。近年の大雨による危険箇所を整備することとなり、妥当な計画と思う。大事なものはその時点その時点で一番妥当性のある方法で住民の安全を守ることを考える。	河川整備計画に基づき、河川整備を実施して参ります。
23	全体的には、流域全体の治水なり利水、さらには環境も含め満足している。	河川整備計画に基づき、河川整備を実施して参ります。
24	生き物が上りやすくなるよう釧路川の本流と支流の重なる部分について、配慮してもらえれば有り難く、各市町村でも考慮してほしい。	河川整備計画に基づき、河川整備を実施して参ります。
25	美留和地区は、自然のままの蛇行で、2~3mの深いところもあることから、そういうものは残しながら釧路川をつくって頂ければ良いと思う。	河川整備計画に基づき、河道の掘削にあたっては、河道の安定性に配慮するとともに、極力、現況の瀬と淵の保全、親水性の確保に努めて参ります。(原案P49参照) なお、美留和地区については、河川を管理する北海道が今後策定する釧路川上流圏域河川整備計画で、現況の瀬と淵や蛇行の保全などを考慮した川づくりで検討を進めて参ります。
26	個人的には上流から河口まで横断工作物が一つもない全国でも貴重な釧路川の特徴を地域の発展にどう結びつけていくか、きっちり位置づけて頂きたいと思う。	ご指摘を踏まえて、河川整備計画原案を修正致します。
27	整備計画については問題ないと思う。水質検査の結果が近年だんだん悪くなっていると思えるが、若干疑問に思う。具体的な水質調査方法をお聞きしたい。	釧路川(本川)における水質(BOD)については、近年上昇傾向にありますが、支川の茂雪裡橋地点では、上昇傾向にはなく、支川では傾向が異なっております。また、水質調査方法(BOD)については、1ヶ月に1度、河川から直接採水しております。(第10回委員会資料2参照)
28	過去の釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会並びに自然再生協議会での討議結果を基に、河川環境の整備と保全に関して非常にきめ細かい計画になっていると思う。	河川整備計画に基づき、河川整備を実施して参ります。
29	最近是非常に気候変動が激しいため、超過洪水対策についてもきちんとした計画を立てるべきではないかと思う。	計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも被害を出来るだけ軽減するよう、河川整備計画に基づき広域防災対策や危機管理体制の整備を行って参ります。(第10回流域委員会資料参照)
30	気温が非常に下がる時期は流域表面が凍結し、湿原の貯水効率が異なり、都市化と同様に雨が降ると一気に流出する。それについて検討しているか。	流出計算については、一般的な流出解析手法を用いて実施しており、季節毎に流出率を変える等の対応を行っておりません。

## ●釧路川河川整備計画(原案)実施箇所図

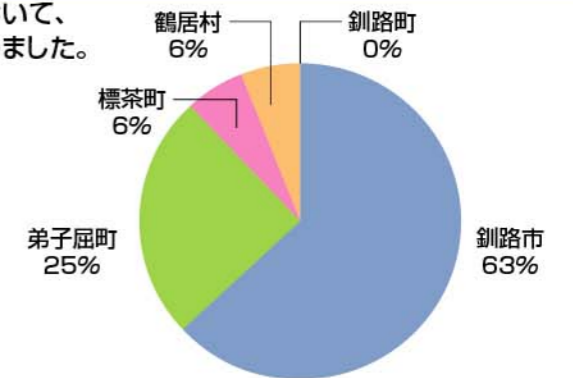


## ●関係住民からの提出意見

意見募集期間(平成19年7月11日~平成19年8月13日)において、郵送・FAX・メール等による意見書提出(記名意見)は16件ありました。

### 市町村別意見書数

市町村	件数	割合(%)
釧路市	10	63
弟子屈町	4	25
標茶町	1	6
鶴居村	1	6
釧路町	0	0
合計	16	100



## ●関係住民からのご意見の概要

関係住民から寄せられたご意見について、取りまとめた意見概要を以下に示します。

### 【治水】

- ・氾濫防止のため、新釧路川の砂州を除去して欲しい。
- ・河川改修にあたり、原形を変える工事は慎重、不自然とならないよう慎重に実施して欲しい。

### 【利水】

- ・弟子屈に発電機となる水車を設置し、釧路川のエネルギーを利用して発電を行い、照明や買電などに活用して欲しい。

### 【河川環境】

- ・下流から上流まで、魚類が常に遡上可能となる施設を整備して欲しい。
- ・釧路川の水質改善のため、また観光のため、岩保水門を開放して欲しい。
- ・芝のサッカー場やテニスコートを整備し、ゴミ箱やトイレを設置して欲しい。
- ・景観や河川利用のため、桜の木や花などを河川沿いに植えて欲しい。
- ・タンチョウから水銀が検出されていることから、釧路川への流入河川周辺の農地・ゴルフ場への規制・監視が必要。

- ・水質改善のため、各河川に貝殻の蛇籠を埋めて欲しい。
- ・釧路川を自然の姿に河川改修することは賛成であり、旧川復元により、地域の人々に良い結果となることを望む。
- ・幌呂川において、蛇行河川の復元が必要。
- ・釧路湿原の生態系と釧路川水系河川の今後を考えると、川は本来蛇行しているという思考が必要。
- ・水位上昇により生物の減少が考えられることから、旧川復元に際して河川の流れを良くする方法をとって欲しい。
- ・釧路川上流において、釧路湿原の保全のため、河床低下対策を実施して欲しい。

### 【維持管理】

- ・子供達の安全性を確保して欲しい。
- ・秩序ある河川利用のため、河川を監視して欲しい。
- ・自然豊かな釧路川源流では、環境に配慮すべきであり、弟子屈市街の護岸について、それ自体環境として上手に利用するよう修復して欲しい。